

# 町民のみなさんへ



## 中標津町議会からのお知らせです どうなるの？議員定数と議員報酬



令和2年の町議会議員選挙が28年ぶりに無風になったことなどを受け、令和2年9月に「議会改革特別委員会」を設置し、住民福祉の向上に寄与する体制づくりについて審議を重ねてきました。

このたび委員会に与えられた5つの諮問事項（指定された事項について調査し意見を述べること）について、結果がまとまりましたので、12月の定例会において議長へ報告することといたしました。

本来であれば、議会報告会において直接皆さまに報告するところですが、再度の延期をしても開催がかなわず、議会改革の各項については、本書をもって広くお知らせいたしますので、ご一読いただければ幸いです。今後も改革の歩みを止めず、前進してまいりますので、皆さまのご理解をよろしくお願いいたします。

中標津町議会 議会改革特別委員会

### 1. 議員定数は現在の18名から15名となります

議会改革の核となるのは常任委員会の活性化であり、後述の通り常任委員会数と委員定数の再編を行ったことから、3名減の15名に削減しても現状の機能を損なうことなく議会運営が可能であるとの結論に達しました。

### 2. 議員報酬の増額を検討します

議員のなり手不足の改善策、また通年議会の導入や、常任委員会数を減らすことにより調査事項が1.5倍になるなど大幅な活動量の増加が見込まれることから、活動を担保するため報酬を上げるべきであるとの結論となりました。具体的な金額については、継続して検討します。

### 3. 現在の常任委員会数を3から2、委員定数は6名から7名となります

常任委員会活動が議会活動の中核となることから、本年9月、後期委員会の発足にあわせ、新たに委員会代表質問、委員間討議、外部団体との懇談等推進のための分科会を設置するなど、改選後の新体制に備え、重厚な委員会活動を期します。

なお、議会広報特別委員会の常任化については、調査を継続します。

### 4. 通年議会の導入を検討します

常任委員会活動を活性化させるためには、1年を通して切れ目のない政策サイクルの確立が必要となります。政策提言を見据えた、充実した活動のために通年議会の導入を検討することとしました。

### 5. 議会基本条例の制定を検討します

まずは議会運営に関する基準を整理し、後に議会基本条例の制定を検討すべきとの結論に達しました。

※令和6年の改選時より実施予定となっています